

進路だより 第7号 平成28年11月11日発行 県立五泉特別支援学校 進路指導部

卒業後の進路決定における手続きについて

2 学期も後半になり、進路状況が気になる方もいらっしゃるかと思います。

進路決定においては、卒業後に利用を希望する事業所の支援体制の確認や、生徒の配慮事項の伝達も必要です。様々な手続きを行い、決定していくものなので、場合によっては決定までに時間がかかりますし、個々によって決まる時期も差があります。後期職場実習を終えてすぐに決まるケースもありますし、年明けの2月、3月になって確定するケースもあります。

お子様の中には、現在「放課後等デイサービス」等のサービスを利用している人もいるかと思います。これは、「児童(18 歳未満)」の子どもが利用できるサービスで、児童の受給者証が必要です。高等部卒業後は「障がい福祉サービス」という「成人(18 歳以上)」のサービスに切り替わります。これに伴い、卒業前に、居住地の福祉課からの聞き取り調査を行った上で、新しい受給者証を発行してもらう必要があります。

手続きについては、福祉課職員の聞き取り調査や書類の提出、サービス利用計画作成にあたる担当相談支援専門員との面談等があります。

高等部3年生になると、このような手続きにおいて、保護者の皆様に同席していただくことが多くなります。また、進路についての個人面談でも、お子様の様子や希望について、保護者の皆様からもお考えをお聞かせいただきたいと思います。お忙しい中ではありますが、お子様のこれからのより良い生活のために、ご協力をお願いいたします。

卒業後の進路は、できるだけ早くから考えておくことが望ましいです。「卒業はこんなサービスを利用したい」「この事業所に行きたい」などの希望を、お子様と一緒にご確認いただき、個人面談の際に担任へお知らせください。

事業所の利用状況等、必要な情報はできるだけすぐにお伝えしていきたいと考えております。ご不明な点はいつでもご相談ください。



具体的な手続きの方法は、 高等部 3 年生になったときに 次めてお話しいたします。

高等部卒業後の生活について

高等部を卒業すると、「社会人」として、大人の生活をしていくことになります。学校にいたときとは人間関係も変わるかしれません。仕事はもちろん、家庭のことも自分でできることは自分でしなければいけません。新しく行うこともたくさん増えるでしょう。それらのことを行うためには、卒業してから練習するというわけにはいきません。在学中から、いろいろなことを経験し、できることの幅を広げていく必要があります。

保護者の皆様の中には、お子様が高等部を卒業したら、「企業で働いてほしい」「自立した生活を送ってほしい」という希望をおもちの方もいらっしゃると思います。これらの希望を実現するためには、まずはお子様自身が「〇〇をしたい」「〇〇を頑張ろう」という気持ちをもつことが大切です。そのためには、お子様自身が、将来の生活を具体的にイメージできるような話や体験的な活動を、普段から習慣づけて行っていくようにしなければいけません。学校だけでなく、ご家庭でも、「働くことの意味」や仕事によって「感謝される人がいる」ことなどを交え、身の回りの準備や簡単な手伝いなどを積極的に行い、お子様がこれからどのようなことをしていったらよいかを一緒に考えていってほしいと思います。

お子様が充実した生活を送るためには、「働く」「暮らす」「楽しむ」の3要素が満たされていることが望ましいです。

今から、普段の生活の中で、お子様が 好きなこと、やりたいことを一緒に見つ けていってください。



障がい者手帳の取得と更新について

障がい者手帳とは、身体や知的、精神的な障がいがあることを証明する公的なものです。今後生活する上で必要な場面が増えてきます。障がい者手帳があると、公共料金の割引や、就労支援、福祉サービス利用など、いろいろな支援を受けやすくなります。

取得後は、定期的な再判定(原則2年ごと)が必要で、18歳以上の認定は必要書類が多くなります。

障がい者手帳は3種類あり、「療育手帳」、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉 手帳」を組み合わせて持つことができます。

障がい者手帳を取得することで、障がい福祉サービスの利用や 障がい者としての一般就労ができるようになります。まだ取得さ れていない場合は、ぜひ早めに、居住地役所の担当窓口で取得の 手続きをお願いします。また、確実な更新をお願いします。



ご不明な点は、いつでもお問い合わせください。



県立五泉特別支援学校

TEL 0250-43-4370 FAX 0250-43-1980

担当 進路指導部 神田 雄作

